

修習資金貸与制の施行に伴う整備の概要（案）

（前注）裁判所法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 6 3 号）により，司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて，修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金）を国が貸与する制度（修習資金貸与制）が導入され，平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行される。

それに伴い，修習資金の額，返還の期限その他修習資金の貸与及び返還に関して必要な事項を最高裁判所規則等で定めておく必要がある。

1 修習資金の額等（法第 6 7 条の 2 第 2 項関係）

一の貸与単位期間（注）ごとに，次の額を貸与するものとする。

（注）「貸与単位期間」とは，修習期間を初日から起算して 1 か月ごとに区分した場合の当該区分による一の期間（その期間が 1 か月に満たない場合は，1 か月とみなす。）をいう。

(1) 基本額 2 3 万円程度

(2) 基本額未満の額を希望する場合 1 8 万円程度

(3) 次のいずれかの事由がある場合において，司法修習生からの申請があるとき
2 5 万 5 0 0 0 円程度

ア 次のいずれかに掲げる者があること。

(ア) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事由にある者を含む。）又は満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子

(イ) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）第 1 1 条に規定する扶養親族（ア）を除く。）

イ 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受けていること。

(4) (3)アのいずれか及び同イの事由がある場合において，司法修習生からの申請があるとき 2 8 万円程度

(1)から(4)までの要件の下に，貸与開始後の修習資金の増額又は減額ができるようにするものとする。

2 修習資金の返還期限等（法第67条の2第2項関係）

修習期間終了後，例えば3年間程度返還を据え置き，その後10年間の年賦均等返還の方法で返還する（繰上返還も認める。）ものとする。

修習資金の返還を遅滞した場合における延滞利息及び期限の利益の喪失に関する規定を設けるものとする。

3 保証人（法第67条の2第5項関係）

(1) 修習資金の貸与を受けようとする者は，連帯保証人として自然人2人（修習資金の貸与を受けようとする者に父又は母があるときは，うち1人はその父又は母）を立てなければならないものとする。

(2) (1)とは別に，例えば，独立行政法人日本学生支援機構奨学金のような機関保証を選択することができるようにすることが望ましい。

4 その他

その他必要な規定を設けるものとする。